

**くらし
と
自治
京都**

(社) 京都自治体問題研究所
TEL・FAX (075) 241 - 0781
メール・kjitiken@jt2.so-net.ne.jp
発行人 土居靖範

2005年8月号のおもな内容

- ・ 記念講演 宮本 憲一先生
日本の地方自治その歴史と未来… 1
- ・ 経済研究会情報⑩ 政策提言にむけ… 6
- ・ 浮島丸殉難 60 周年企画…………… 7
- ・ 美しいマンスリー⑬ (最終回・上) … 8
- ・ 京都府政情報⑦ JR 事故から………… 10
- ・ 京都研 第 30 回通常総会…………… 11
- ・ 京都研 2004 年度収支決算書………… 12

(「住民と自治」8月号付録)

京都自治体問題研究所総会 記念講演から (一部抜粋)

05・7・02

日本の地方自治 その歴史と未来

内発的発展と維持可能な社会を求めて

宮本 憲一 (大阪市大名誉教授 前滋賀大学長)

はじめに

いま世界的にも分権の問題が議論がされ、地方自治の命運を問う時代がきています。それは経済のグローバリゼーション、それから国際政治がアメリカの覇権的な軍事的な支配により非常に大きな変動期がきております。そのなかで近代国民国家をどう再編成するのか、ということがいま世界的な課題になり、その国民国家の再編成と関連し、世界的に分権の問題が議論されているわけです。

日本の場合、それに加え、他の資本主義国よりも 20 年ぐらい遅れて深刻な財政危機になり、その財政危機の再建とからめて分権の問題がクローズアップされていま



▲ 記念講演いただいた宮本先生

すが、分権の時代の中でどういう選択をすべきかについて、いま私たちが考えなければならないところにきています。

1. 地方自治とは何か

地方自治は住民が生産と生活のための共同社会的条件(社会資本、資源や環境など)を維持するために、社会的権力としての自治体をつくり、それに参加し発展に寄与することである——というふうに思います。通常、行政学では地方自治は団体自治と住民自治の二つあるといわれています。団体自治が大陸型、住民自治がアングロ・サクソン型といわれるのですが、最近の動向をみていますとむしろアングロ・サクソン型経営のほうが団体自治的になり、あまりそうは言えない。

杉原泰雄さんが「憲法学者の多くは憲法第9条ほど熱心に地方自治について十分に議論してこなかったのではないか、地方自治の本旨は何かということについてもっと議論すべきであったのではないか」と書かれています。憲法学者の大部分は国民国家の1つの制度として団体自治ということを強く申されますが私はそうは思わない。国民国家以前に自治体があり、国民国家は資本主義後に成立をした。それ以前から共同社会というものがあり、共同社会を維持するための権力、たとえば都市というものが先にあったわけです。そういう意味では国民国家以前に住民がさきほどいったような

共同社会というものを維持するために自分たちで権力をつくって統治をし、そして国民国家はあとから出てくるわけです。

地方自治ということを考える場合、基本は住民自治であります。住民自治を基礎にして団体自治があり、そして団体自治というのは国家が自治体に対して一定の自治権を委ねていることであります。またどういう自治権をもつかということについても、住民自治が基礎にあつてはじめて団体自治が有効に動くかどうかが決まってくるのだらうと思う。この点で日本の分権の流れをみますと、そのところが実に曖昧です。日本の分権はどちらかというと全部団体自治です。つまり国が地方に事務をどう配分するのか、どういう行財政のうえで自治権をどうするのか、ということになっていますが、実はそうでない。ほんとうに地方自治をすすめようとするれば、分権だけではダメなのであつて、住民自治が保障されていなければならない。住民が主人公としてその地域において統治権をもつ、その自覚と実際に統治をするということがあつて地方自治というのは発展する、ということを最初に申しておかなければいけないと思っています。

2. 地方自治の歴史

私は未来を語るために歴史は必要だと思っています。どうやって未来を展望するかという場合、私たちが得る教訓・理論というのはすべて歴史の流れの中で生まれてく

るのであつて、歴史と現実なしに未来を語るのであればそれは幻想・夢想であると思う。とりわけ社会の状況というのは自然の状況と違います。自然科学は実験でき

ますが、社会科学は実験できません。従ってわれわれは現実を見ながら、そこで歴史の教訓、あるいは諸外国の実例というものを参考にして政策を考えるわけでありま

す。とくに日本の場合、歴史の教訓というのは地方自治の上ではきわめて重大であります。

事務局よりお詫びとご案内：宮本先生はこのあと、明治以降の地方自治の歴史や分権をめぐる流れをくわしく講演されました。誌面の都合で割愛させていただきます。先生の講演内容の全文は研究所にあります。インターネットでも掲載しています。また、先生の著作「日本の地方自治 その歴史と未来」を参照・学習ください。

3. 地方自治の未来

(1) 京都の未来は憲法で

私はいまの京都の現状を考えてこれから皆さん方に是非議論をしていただきたいと思っていることがいくつかあります。1つは憲法の改悪というものをどうしても阻止しなくてはならない。改憲をすることを通じて、分権というものが進められるということはたいへん危険なことであります。もともと地方自治は、民主主義の小学校と言われていきますように、住民の基本的な権利であります。これを憲法は「地方自治の本旨」という形で守っているわけで、どうしても憲法の改悪に反対をしなければいけない。蜷川さんが言っていた「憲法を暮らしの中に生かす」という、これがやはりこれからの京都の未来をつくっていくものではないかと思います。

地方自治というのは、三権分立というのですが、三権分立プラス地方自治があることによって民主主義は保障されるのです。地方自治の役割というのは三権分立と同じように、中央政府がやっていることを是正する力というものをもちことが地方自治の

重要な機能です。ですからそういう意味では三権分立ではなくて四権分立だと思う。地方自治が生かされることによって非常に右傾化しつつある日本の状況を是正する。そういう自治体行政をつくらなければいけないのではないかと思う。少なくともあの高度成長時代に京都府が破壊されることを防いだ。いま日本に京都があつてよかった、という言葉がありますが、日本に京都があつてよかったことをつくったのは蜷川さんだと思う。あの人と対談したときに「宮本さん、議員は私をつかまえて、『おまえがいるから補助金が来ない。京都の行政投資をみると全国で最下位に近いじゃないか』と言うんだけど、泥水が来るようなパイプはいらない。パイプがない、パイプがないと言うけども、泥水を流すようなパイプなんかははじめからいらないんだ」と言われていましたが、私は名言だと思っています。中央政府が非常に間違った開発をやるときに自治体がそうでない旗印をたてていることがむしろ中央政府についても非

常に大きなチェック装置になるわけです。私は憲法を暮らしの中に生かすような再建がいま何よりも求められているのではないかと思います。蜷川さんが維持してきた環境保全、歴史的町並み、景観保全というのを大切にするような京都府政をつくらな

ければいけない。京都は恵まれています。戦災に遭わなかった伝統ある京都市というのがあり、同時に丹後地域があり、そして日本海があって、都市と農村が共生しうる1つの実験場だと思う。

（２）持続可能な社会へ可能性いっぱいの京都

私はずっと内発的發展論と言ってきているのですが、内発的發展論というのはやはり主体が問題で、内発的發展しうる人材、そして環境というものがなければならぬ。そういうところがないところが苦闘して内発的發展をやっていますが、京都はそういう可能性を充分にもっている地域です。この地域でどのようにしてそういうサステナブルソサエティ(持続可能な社会)をつくっていくのか、この地域がもっとも人類にとって目標になりうるような維持可能な社会を地域で実践していくのか。これから自治体問題研究所が目指さなければならないところでないかと思っています。

状況は非常にいいとは言えないわけで、道州制の問題もすではじまろうとしていまして、この道州制をどうするかという問題にまずはっきりした意見を出さなければいけないと思います。関西はほんとうは三都がありまして、もっとも自立した都市文化というのをそれぞれがもっている地域であり、道州制はもっとも必要でない地域です。ところが残念ながら関西の経済界はもっとも熱心に道州制を要求しているわけです。東京都の場合であれば、その道州制は意味があるかもしれませんが、関西にはまったく意味がないものを要求してはいけな

いと思います。まだまだ知事会も抵抗すると思いますが、道州制についてははっきりと反対をすべきではないかと思っています。同時に広域行政と関連してどんな狭域行政をつくるかということも展望をもっていなければいけない。やはりコミュニティレベルで住民がはじめて自治体の行政を掌にしてそれを統治できるのでありまして、区域が広く人口が多いとなかなか住民の自治というのは実現しない。私は京都市についてはやはり区を自治体にするということが必要でありますし、その他の都市や農村についても私はコミュニティレベルでの協議会を設けるべきではないかと思っています。これは他の国でもたとえばニューヨークなんかが地区住民協議会というのがありまして、50人の自発的な名誉職の住民が協議会をつくり、そこで地域のまちづくりの協議をする。あるいはイタリアの地区住民評議会のような形のものがこれからの狭域行政の母体として必要だと思います。たとえば、姉小路の界限を考える会みたいなものでもいいと思う。ああいう形で1つの界限で自分たちの町の運命を考えていくような会が自発的にできていくものを私は自治体・行政が尊重していく。そういうものをつくっていかなければならないのではないか

と思っています。

(3) 公務員労働者・公務員労働組合の奮起で公共性の明示を

いまのこの状況の下で、私は公務員労働組合の奮起を最後に述べておきたいと思います。

いまほど公務労働者が自信を失っているときはないと思う。ぼくは分権一括法ができたときにちょっと誤ったのは、分権一括法を批判するだけではなくて、そこから生まれる新しい制度の下で、地方公務員というのはどういう任務を新しくもつべきかについてもっと積極的な討論をしておくべきであったと思います。受け身になっていたわけです。

やはり公務員労働組合は公共性というものを堅持する労働者であります。この間も国公労の公共性に関するシンポジウムがあったのですが、たとえば安全の問題なんかは、まさに公務労働者の公共性のもっとも中心的な問題です。それを航空行政官はなんとなくただ抽象的に公共性を言うだけあります。公共性というのは具体的に言わなければいけない。なぜ公務労働が必要なのか、それぞれの職場でどんな公共性というのが要求され、これはなぜ民間に委譲できないのか。このことを明確にしないまま、「公共性がある労働だから民営化反対だ」というだけでは住民には何も分からないと思う。やはり公務労働者でなければできない公共性というものを明示してほしいと思う。それは各行政についてあると思います。たとえば緊急に必要な災害の問題につい

て、これはちゃんとしたリスクのマップをつくりうるのは、公務労働者しかできない仕事です。こういうのを民間でやるにしても、民間は業者の圧力が加わりますから、そういう災害危険予想図なんていうのはキチッとつくって、しかもそれにどういう規制をかけるかということについて明確な方針を出しうるのは公務員しかいない。そういう意味でそれぞれの職場で、ほんとうに守らなければならない公共性についての具体性をぜひ明示していただきたい。

公害問題がこれだけ行政の中に採り入れられたのは、かつて三重県職と四日市市職が四日市の公害問題で果たした役割によって市民の意識が変わったわけであります。そういう意味で私は市民の意識が変わるような、具体的な公務労働者の運動を期待しています。

そしてぜひ経営主義になっているものをやめさせて、いまは政策の段階で経営の段階ではない。つまり経営というのは内向きのものでどうやって切っていくかということですから、そうじゃない、これからはどう住民といっしょに町をつくっていくかという政策の段階です。いつまでも都市経営、都市経営といっている、あるいは民間の効率主義でやるようなことをやらないで、どうやって住民に共同してもらって自治体を維持するかという外向きに政策論を展開されるよう希望いたします。

(注：整理、中見出しは事務局でおこないました)

経済研究会からの政策提言に向けて

京都経済研究会事務局 大貝 健二（京都大学大学院）

4月以降、京都経済研究会の活動は、一年間議論を重ねてきた成果としての政策提言の構成と内容を、具体的に考えていく段階に入ってきています。今回の研究会では、当研究会からの提言として大きな柱をなす、中小企業地域振興基本条例を考えていく上で参考となる全国的な動向、そして京都の中小企業団体の最近の動向を藤沢敏明氏に報告していただきました。

藤沢氏の報告は、①京都の中小企業の景況の動向、②なぜ中小企業地域振興基本条例が必要なのか、③具体的な政策提言を行っていくうえでの、全国の中小企業団体4団体の政策要望の比較・検討と、大きく分けて3つの柱にまとめられています。

まず、①京都の中小企業の景況の動向に関しては、京都中小企業家同友会で、半年に一度行っている景況調査の報告書を基に説明されました。同友会景況調査によると、京都の中小企業の景況は、新聞などでは言われているような「回復」とはほど遠く、依然として閉塞感に包まれていることがあげられました。

次に、②なぜ中小企業地域振興基本条例が必要なのかということに関しては、経済のグローバル化の進展により、i 地域の経済基盤が崩れてしまっていることや、ii 急速に進行している少子高齢化に伴う担税力の後退により、地方自治体の財政収入が激

減していくであろうという予測を取り上げて、説明していただきました。その中で、地域の産業を再生させるには、短くても10年単位の長期的な視点が必要であり、iii 地方自治体による政策評価の判断基準を設けること、及び意識改革を促すためにも中小企業地域振興基本条例が必要であるとのことでした。さらに、実際にiv 東京・墨田区や、大阪・八尾市のように、すでに中小企業地域振興基本条例ができている先進事例を取り上げ、条例の果たしている役割が説明されました。

そして、③具体的な政策提言を行っていくうえでの、全国の中小企業団体4団体の政策要望の比較・検討に関しては、4つの中小企業団体の政策要望を比較しつつ、今後の可能性について説明されました。藤沢氏からは、各中小企業団体が掲げている政策要望には、少なからぬ相違点はあるものの、決して大きなものではないこと、中小企業政策は、「景気対策」と税制問題が焦点になりつつあること、中小企業団体の政策要望が対象とする政策範囲のほうが、中小企業政策の枠組みを超えていることなどが指摘されました。このような状況を見ただうえで、中小企業団体間の協調行動の可能性を探ることや、中小企業政策の枠を超えた中小企業団体の政策要望の実現のためにも、中小企業地域振興基本条例をつくる運

動は必要不可欠であると強調されました。

以上の報告を踏まえて、今後の経済研究会の政策提言をどのように進めていくかということについて議論が進められました。現在のところ、条例化をしている基礎自治体は、府県を含めて196ほどあり、まだ条例としては成立していないが、議論が進んでいるところは多いという指摘もありました。

また、八尾市の中小企業地域経済振興基本条例に関しての議論では、法制度的な側面で基本条例が意義をなすのは、1999年の中小企業基本法の改正により、新たに盛

り込まれた同法第6条の地方自治体の責務の項目を、有効に利用していることではないかという意見や、実際に八尾市の基本条例では、第3条で、地域づくり、行政や市民等と連携・協力、企業の社会的責任を盛り込むことにより、大企業規制も含め、幅広い活動が展開できているとの指摘も出されました。そして、京都でもこれから秋に向けて提案をしていく中で、藤沢氏の報告にもあるように、地域を支えるのは、地域の中小企業であるというスタンスで、現在の京都府政の政策の対案を考えていく必要があるとの意見も出されました。

浮島丸殉難60周年企画

東アジアの人々と「浮島丸事件」と「平和」について話し合います

品田 茂（舞鶴市職労書記次長・当研究所理事）

終戦直後の1945年8月24日、旧海軍の輸送船「浮島丸」は、突然の爆発によって舞鶴湾に沈没しました。船には青森地方で苦役を強いられていた数千人の朝鮮人が乗船していました。政府の発表では、この爆沈によって朝鮮人524人、日本人乗組員25人が死亡しました。しかし、事件発生当初から爆発原因、乗船者数、死亡者数などに不明な点や疑義があるために、「浮島丸事件」と称されています。

地元舞鶴市で犠牲者の追悼事業を長年にわたって続けている「浮島丸殉難者を追悼する会」（以下、「追悼する会」）は、毎年8月24日に追悼集会を開催しています。また、1978年には「殉難の碑」を建立、1989年に『浮島丸事件の記録』刊行、

そして戦後50年の1995年には日本の加害責任を描いた映画「エイジアン・ブルー 浮島丸サコン」製作・上映への協力などの活動を行ってきています。

今年は戦後60年企画として、追悼する会主催により、2005年8月24日（水）に、舞鶴市商工観光センターで、「浮島丸殉難60周年企画 東アジア国際平和シンポジウム～浮島丸事件：東北アジアの平和のための条件を考える」を開催します。

コーディネーターは浅井基文氏（広島市立大学広島平和研究所所長）。パネリストは金勲氏（中国・北京大学副教授）、趙載国氏（韓国・延世大学教授）、伊藤正昭氏（映画「エイジアン・ブルー 浮島丸サコ

ン」製作者)、須永安郎氏(浮島丸殉難者を追悼する会事務局長)の各氏です。

今回のシンポは、浮島丸事件、市民による追悼事業、映画「エイジアン・ブルー」などを具体的な事例として扱いながら、「浮島丸事件にどう向き合っていくのか」、「歴史問題をめぐって緊張度を高める日韓・日中関係の現状をどう見るか。平和を展望するうえで何が求められているのか」などについて考察していきます。

東アジアの研究者・市民の努力によっ

て、このような「対話と交流」を積み重ねていくことが、「平和を創る主権者としての力量」と「人と人とのつながり」を育んでいきます。特に、平和憲法が危機的な状況にある今の日本にとって、このようなシンポ開催はとても大切なことと、私は思っています。しかし、率直に申し上げますと、財政的には非常に苦勞しています。困っています。みなさんのご支援とご参加を心からお願いいたします。

【郵便振替】01030-7-59465

浮島丸殉難者を追悼する会

美しいマンスリー ⑬(最終回・上)

木屋町は風前の灯火? それとも風俗の灯火?!

～京都市都心地域の行方～

広原 盛明(元京都府立大学学長)

暑い最中をゼミの学生たちと一緒に木屋町に調査に出かけた。今年度のゼミのテーマである「木屋町の再生まちづくり」の一環としての風俗店調査だ。地元の立誠小学校の閉鎖以来、周辺一帯への風俗店のなりふり構わぬ進出で、いま木屋町は高瀬川の埋め立て計画以来の歴史上未曾有の危機に直面しているといつてよい。しかし問題はひとり木屋町だけにとどまらない。それは京都市の都心全体の性格を一変させかねない危険性を含む深刻な事態というべきだ。京都のまちづくりを考えると、この問題を看過して奇麗事だけを並べることは「木を見て森を見ない」ことと同然だろう。

木屋町は高瀬川とともに発展してきた中心市街地で、南北が三条通と四条通(2.

8キロ)、東西が鴨川と河原町通に挟まれた京都切つての都心繁華街である。江戸初期(1613年)に角倉了以によって淀川の中継港・伏見港から二条までの全長10キロ余りの物流幹線水路として開削されたのが高瀬川、その終点(二条の船留まり)近くの両側に形成されたのが木屋町で、読んで字の如く材木・薪・炭などを扱う店が数多く並んでいた。

木屋町はまた日本最初の路面電車が走ったことでも有名だ。平安遷都1100年記念事業(1894年)として岡崎地区に平安神宮の建設、第4回内国勸業博覧会が開催され、大阪からのアクセスとして高瀬川に沿って民営の路面電車が敷設された。その動力源の電気は、琵琶湖疎水の水流を利

用した。これも日本最初の蹴上水力発電所から供給された。木屋町通は、名実ともに大阪と京都を結ぶ交通幹線だった。しかし京都市周辺を結ぶ鉄道網が整備されるにつれて次第に物流幹線としての機能が縮小し、京都市の近代化三大事業の一つである主要街路拡幅と電気軌道（市電）の敷設が本格化すると、河原町通を拡幅するか高瀬川を暗渠にして木屋町通を拡幅して市電を通すかという都市計画道路計画が持ち上がった。

これに対して木屋町沿線住民は1920（大正9）年に「高瀬川保存会」を結成し、史蹟名勝として、また運河としても高瀬川をこれまで通り残すべきと主張して、3千名を超える署名を知事に提出したり、千数百名を集める市民決起集会を開催するなど町を挙げて強力な高瀬川暗渠化・木屋町線拡張反対運動を展開する。しかし河原町沿線住民も逆に「木屋町線成同盟会」を結成して、河原町線拡張反対の1万人を超える署名を内相に提出した。こうした市民の対立を反映して市議会でも都市計画京都地方委員会（都市計画原案を作成する国の機関）でも大もめになるが、結局は1922（大正11）年に河原町線拡張に決着した。高瀬川の水運は1920（大正9）年に廃止されるが、高瀬川は木屋町住民の懸命の努力で守られ、それ以降現在まで大都市都心の貴重な水辺環境として市民に潤いの空間を提供してきたのである。

当面する木屋町のまちづくりの課題について、学生たちと一緒に3人のキーパーソンの方からお話を伺った。「木屋町的情绪を守る会」の大島孝治さん、立誠学区自治

会連合会長の山本訓三さん、そして「れんこんや」主人の斎藤紀一郎さんだ。話によれば、すでに20年ぐらい以前から木屋町には都心繁華街に特有の問題が多々あったそうだ。バブル景気の過熱化にともない、新しいタイプの風俗店が都心繁華街に続々と進出しつつあったからだ。「キャバクラ」「エステ」「ファッションヘルス」などカタカナの言葉が飛び交い、不法屋台や不法駐車、ゴミ投棄なども次第に悪質化してきた。いずれも暴力団がらみの問題だ。

暴力団のことなら警察にまかせればよい、といった甘い考え方はここではまったく通用しない。地元住民が立ち上がらない限り、警察も本気で対応することにはならないからだ。「木屋町的情绪を守る会」という名前を聞くと、なんだか歴史的な町並みを保全する住民団体のようにも思えるが、その実は、運動目的や活動内容が暴力団対策中心だったのには驚いた。地元住民が警察と一緒に風俗店の客引きの監視、不法屋台・駐車取締りのための街頭パトロール、夜中のゴミ投棄を監視するための徹夜の見張り番などを繰り返す中でやっと沈静化の兆しが見えるようになり、木屋町は暫しの小康状態を迎えることになったという。

だがしかし、私見によれば、木屋町ではすでにそれ以前から激しい地域の構造変化が生じていたように思える。それは都心地域の空洞化すなわち地域住民の流出である。高度経済成長期には都心地域の地価が高騰し、公害問題など環境が悪化したこともあって、安い土地と自然環境を求めて郊外への若い世代の住民流出が相次いだ。と

りわけ1980年代以降のバブル期には地価の凄まじい暴騰が住民の流出に一層の拍車をかけた。暴力団まがいの地上げや札束攻勢で土地家屋が次から次ぎへと人手に渡り、転がせなくなった物件は高いテナント料を払ってくれる業種を探すようになった。それが風俗店だったというわけだ。

地域の商店主たちがそこに住んで営業している限り、風俗店のつけ入る隙はない。また例え郊外に移り住んだとしても、いままでの場所で商売を続けている場合も同様だ。自分たちが生活している場所に風俗店

を誘致しようという人はいない。しかしいったん住宅や店舗が人手にわたると、この歯止めは一挙にして崩壊する。バブル期の高地価を吸収できるテナントは、サラ金・パチンコ・風俗店・場外馬券売場といったギャンブル産業やセックス産業以外にないからだ。だから余程の強力な都市計画規制でもかけない限り、資本の土地利用法則にしたがって地域環境が激変していくことになる。その絵にかいたような事態が木屋町で発生したのである。

(次号に続く)

京都府政情報 ⑦

京都府がJR事故から学ぶべきことは何か

内野 憲(京都府職員労働組合副委員長)

大惨事となったJR西日本・宝塚線の事故の要因として、「安心安全よりも儲けを優先」

「現場無視のリストラ」「日勤教育に見られる職場支配」が指摘されています。JR西・山崎次期副社長は朝日新聞とのインタビューの中で、「(JR西の)今の問題点は」との問に対し、「現場に人が行かなくなった。以前は本社の人が駅に行き、乗り換えや時刻表などの問題点について現場と話し合っただけで対応策を考えたものだ。今は自分の責任範囲以外は口出ししなくなった。大企業病を感じる」とも述べています(6月1日)。

これらの指摘を府政に引き戻して見た場合、この3月公表された「京都府経営改革プラン」に示された今の府政が歩もうとし

ている方向の危険な姿が浮かび上がってきます。

「安心安全よりも儲けを優先」に関しては、今の府政は「府政を経営体」と位置づけ、「府民サービス」より「採算性」を優先させ、「受益と負担」の名のもとに弱者をきりすてる道を歩もうとしています。赤字を理由にした洛東病院の廃止強行はその象徴です。「府民の命と暮らしを守る」京都府の役割を投げ捨てる危険な道を歩ませてはなりません。

「現場無視のリストラ」に関しては、「改革プラン」で、16年から5年間に1000人削減することを打ち出しています。今の府政は、SARZ問題で機敏な対応をした亀岡と宮津保健所の廃止、台風23号災害で問題点の一つとして浮かび上がった舞

鶴土木事務所の廃止など、「現場力」を弱めてきました。「府民の声を踏まえた地方機関再編の点検、総括が欠かせない」（５月２２日京都新聞）」との指摘もあります。「現場力」の強化こそ必要です。

「日勤教育に見られる職場支配」に関しては、「新たな人事評価システム」の平成１９年度本格実施をうちだしています。この１月には本庁課長級を対象に「能力評価と実績評価からなる試行」が強行されました。「実績主義」が、職場に競争と差別・分断をもたらすことから、制度導入した民間企業の調査でも、労使とも９割が「問題

あり」とみえています。公務職場は、憲法１５条に規定されている「全体の奉仕者」である公務員が住民の福祉等の向上のために、それぞれの専門性を生かしながら組織的に運営されるべきものです。

「府民の立場よりも上司を見るヒラメ型人間」を作り出すことは、府民にとって不幸な道です。

以上のように、京都府が今歩もうとする道は、府民にとって不幸な、危険な道です。改めて、府政転換の大切さを強く感じています。

京都研究所第３０回通常総会が開催される

京都自治体問題研究所第３０回通常総会が、７月２日、職員会館かもがわで開催されました。総会には５９名の会員が出席、委任状が２９２名、計３５１名の出席（３０９名が要件）で成立。宮内尚志常任理事が開会を宣言し、開会挨拶で土居靖範理事長は市町村合併にふれ「合併したところの定点観測を続け、府民に判断資料を提供したい」とあいさつし、あわせて住民自治を発展させるために府内各地で「まち研」づくりの運動に積極的に取り組もうとよびかけました。

宮本憲一先生（大阪市大名誉教授）が「地方自治その歴史と未来」と題して記念講演をおこない分権だけでは地方自治は発展せず住民自治があつてはじめて地方自治がすすむことを地方自治の歴史からひもとき、分権と自治を結合した未来づくりと、分権批判だけでなく公共性のリアルな例示で自治体の維持・発展をと問題提起しました。（別掲要旨）

総会では新田昌之氏を議長に選出し、庄司俊作常任理事らが議案提案をおこないました。また、会計監査報告を蒲昌樹監事がおこないました。そして、新事務所開設と会員増の一年の成果にたって五名が討論、地域交通を守る政策と運動づくりの経験や、自治体を経営体として作りかえようとする危険性と公共性を具体化した対案づくりなど、研究活動の強化と研究所への期待が強調されました。

京都府政研究をはじめ各種研究活動の展開や、団塊の世代の貴重な経験を職場と地域でいかす対策などの方針を拍手で採択し、承認された新役員を先頭に結成３０周年の年、着実な研究所の前進を誓って閉会しました。

2004年度収支決算書（社団法人 京都自治体問題研究所 第30回定期総会）

2004年4月1日～2005年3月31日

（単位：円）

科目	2004年度予算	2004年度決算	備考
I. 収入の部			
1. 会費収入	9,400,000	8,875,500	
個人会費	5,800,000	5,325,500	
団体会費	3,600,000	3,550,000	
2. 事業収入	1,950,000	2,603,817	
調査研究事業	1,500,000	1,795,835	
図書普及事業	400,000	807,982	
教育学習事業	50,000	0	
3. 雑収入	100,000	219,006	
4. 借入金	0	0	
当期収入合計 (A)	11,450,000	11,698,323	
前期繰越収支差額	0	4,230,203	
収入合計 (B)	11,450,000	15,928,526	

II. 支出の部			
1. 事業費	5,700,000	6,403,305	
調査研究事業費	1,300,000	1,247,225	
図書普及事業費	350,000	1,177,727	
教育学習事業費	150,000	50,000	
活動費	1,100,000	1,331,829	
印刷費	80,000	74,550	
旅費交通費	100,000	106,850	
通信費	620,000	682,358	
資料費	50,000	64,246	
消耗品費	150,000	288,825	
活動援助金	100,000	115,000	
全国研費	2,800,000	2,596,524	
2. 管理費	5,450,000	5,519,531	
人件費	3,110,000	3,054,195	
給与手当	3,050,000	2,996,320	
福利厚生費	60,000	57,875	
会議費	250,000	249,500	
事務所費	1,800,000	1,912,966	
渉外費	70,000	103,300	
備品購入費	150,000	129,570	
租税公課	70,000	70,000	
3. 予備費	300,000	0	
当期支出合計 (C)	11,450,000	11,922,836	
当期収支差額 (A)-(C)	0	-224,513	
次期繰越収支差額 (B) - (C)	0	4,005,690	